

# 減損会計と取得原価主義会計の論理

清水啓介

Accounting for the Impairment of Fixed Assets and Historical Cost Basis Accounting

Keisuke SHIMIZU

## ABSTRACT

In this paper, I examine the logical relationship between accounting for the impairment of fixed assets and historical cost basis accounting. In my opinion, there are two theories underlying historical cost basis accounting. One is the residual usefulness theory. The other is the invested fund theory. Accounting for the impairment of fixed assets differs depending on the theory underlying historical cost basis accounting. Accounting standards for impairment of fixed assets depends on residual usefulness theory. I think, however, that residual usefulness theory is not appropriate as a theory underlying historical cost basis accounting.

KEYWORDS: impairment of fixed assets, residual usefulness, invested fund, historical cost basis accounting.

## I はじめに

企業会計審議会から、平成14年8月に、「固定資産の減損に係わる会計基準」(以下、「減損会計基準」という。)が公表され、その実施に備えて、平成15年8月1日には、企業会計基準委員会から、「固定資産の減損に係わる会計基準の適用指針(案)」が公表され、減損会計の実施の準備が着々と進行している。減損会計の実施によって、長引く不況による固定資産の価値低落の事実を反映した財務諸表が公表され、投資者が、企業の財政状態をより適正に判断できるようになることが期待され、また、我が国会計基準の国際的会計基準への調整の進展も図られる。

しかし、減損会計の理論的位置づけは、必ずしも明らかではないように思われる。特に、取得原価主義会計との関係は不明確に思われる。一方では、正味売却価額や使用価値が採用されることから、減損会計を取得原価主義会計からの離脱ととらえる見解も見られる。他方、正味売却価額や使用価値が、取得原価を基礎とした帳簿価額を超える場合、正味売却価額や使用価値による評価は行われず、取得原価を基礎とした評価が行われることから、減損会計を取得原価主義会計の枠内のものととらえることもできよう。そこで、減損会計の理論的位置づけを検討し、その結果に基づいて、「減損会計基準」の内容について吟味することを本稿の課題とする。

用価値が、取得原価を基礎とした帳簿価額を超える場合、正味売却価額や使用価値による評価は行われず、取得原価を基礎とした評価が行われることから、減損会計を取得原価主義会計の枠内のものととらえることもできよう。そこで、減損会計の理論的位置づけを検討し、その結果に基づいて、「減損会計基準」の内容について吟味することを本稿の課題とする。

## II 取得原価主義会計の定義

減損会計を取得原価主義会計の枠内のもものと位置づけるか、それからの離脱と位置づけるかは、取得原価主義会計をどのように理解するかに依存している。取得原価主義会計を、すべての資産について、すべての状況で、取得原価を基礎として評価する会計と理解する限り、当然に、減損会計は取得原価主義会計からの離脱と位置づけられる。これに対して、取得原価主義会計を、一定範囲の(ただし、主要なほとんどの)資産を、通常は、

受理日：平成15年10月10日

取得原価を基礎として評価する会計と理解するならば、取得原価主義会計の枠内でも、取得原価以外の評価が行われる資産や、取得原価以外の評価が行われる場合があることになり、減損会計も、取得原価主義会計の枠内に位置づけられる可能性があることになる。ただし、この場合、一定範囲の資産に通常取得原価を基礎とした評価を行う論拠と、一定範囲外の資産や特定の状況で取得原価以外の評価を行う論拠との間に、どのような首尾一貫した論理があるのかが問題になる。そのような論理を取得原価主義会計の論理と呼べば、減損会計が取得原価主義会計の枠内のものか否かは、減損会計が、かかる取得原価主義会計の論理と整合するか矛盾するかによって判断されることになる。

それでは、取得原価主義会計を上記のいずれのように理解すべきであろうか。このことを判断するにあたっては、金銭債権の評価および棚卸資産に係わる低価法を思い起こすべきであろう。なぜならば、金銭債権については、その債権金額ではなく、その取得価額によって評価することも妥当性があり、そのような評価方法を採用すれば、一見、取得原価による評価が適用されているように見えるであろうけれども、回収不能見込額を控除しなければならないことを忘れてはならない。この回収不能見込額の控除を原価配分の原則によって正当化することはできないであろう。そうであるとすれば、金銭債権を取得原価で評価することは考えられない。したがって、すべての資産を、すべての状況で、取得原価で評価することを取得原価主義会計と理解する立場からは、金銭債権が存在する限り、取得原価主義会計が成立することはあり得なくなる。また、時価が取得原価より低い場合には、時価で評価するから、低価法の適用は、すべての資産を、すべての状況で、取得原価で評価することを取得原価主義会計と理解する立場からは、取得原価主義会計からの離脱と位置づけられなければならない。しかし、低価法は、古くから採用されていた評価方法であり、一般に公正妥当と認められた会計原則の体系が取得原価主義会

計と一般に呼ばれていた時にも、かかる会計原則において、その採用が認められてきた。したがって、すべての資産を、すべての状況で、取得原価で評価することを取得原価主義会計と理解する立場からは、取得原価主義会計が一般に認められた会計原則として確立したことは歴史的には一度もなかったといわなければならない。そうであるとすれば、取得原価主義会計から時価会計への移行ということは問題外ということになる。このようなことから、筆者は、すべての資産を、すべての状況で、取得原価で評価することを取得原価主義会計と理解することは、妥当ではないと考える。もとより、これは取得原価主義会計という用語の定義の問題といえるであろうから、真か偽かの問題ではないといえよう。したがって、すべての資産を、すべての状況で、取得原価で評価することを取得原価主義会計と定義しても、これを誤りであるとはいえないであろう。しかし、このような定義は、少なくとも最近まで、一般に認められた会計原則として取得原価主義会計が採用されてきたという一般的な解釈と矛盾するので、筆者は、このような定義を採用しないことにする。

それでは、取得原価主義会計をどのように定義すれば良いであろうか。それは、先に述べた取得原価主義会計の論理を解明することに他ならない。棚卸資産に係わる低価法の論拠を検討することが、このことを解明する手がかりになるであろう。というのは、先にも述べたように、低価法は、取得原価主義会計と呼ばれた会計基準体系のもとでも、その採用が認められていたものであり、しかも、評価益の計上は認めず、評価損の計上を認める点で、減損会計とも密接な関係が予想されるからである。

### Ⅲ 取得原価主義会計の論理と低価法

#### 1. 残留有用原価説

かつて、アメリカ会計士協会の会計手続委員会は、会計研究公報において、「原価基準は、通常は、収益と費用との適正な対応をするという目的を達成するけれども、一定の状況の下では、原価

は将来の期間の収益に適正に賦課しうる額ではないであろう。このような状況においては、原価は財貨の有用性がそれらを取得して以来減少していなかった場合に満足なものであるゆえに、原価からの離脱が必要とされる。有用性の喪失は、それが生じた期間の収益に対する費用と考えられるべきである。したがって、棚卸資産会計においては、財貨の有用性が、損傷、品質低下、陳腐化、価格水準の変動またはその他の原因によってそこなわれた時には常に、損失が認識されるべきである。<sup>1)</sup>と述べて、低価法の取得原価主義会計の論理による正当化を試みた。そこでは、「低価法は、棚卸資産支出の残留有用性を測定する手段を提供することを意図する<sup>2)</sup>ものと説明された。したがって、資産の残留有用原価をもって当該資産の貸借対照表評価額とするというのが、ここでの取得原価主義会計の論理である。

それでは、この見解における時価は、どのような時価であろうか。会計研究公報は、「低価法において用いられる時価は、現在取替原価（場合に応じて、購入によるか、再生産による。）を意味する。<sup>3)</sup>と述べている。資産の取得時の有用性が、当該資産の購入時価である取得原価によって評価されることから、時価としては、評価時点の購入時価つまり取替原価が用いられるのは当然であろう。しかし、注意すべきは、会計研究公報が、低価法における時価として取替原価を用いるにあたり、次の場合を除いてという条件を付している事である。すなわち、「(1)時価は、正味実現可能価額（すなわち、通常の事業活動における見積販売価格から完成および販売までに合理的に予測できる原価を控除した額）を超えるべきでない。かつ、(2)時価は、正味実現可能価額から正常利益の概算額を控除した額を下回るべきでない。」<sup>4)</sup>と述べている。要するに、正味実現可能価額を上限、正味実現可能価額差引正常利益を下限として、取替原価を採用しているのである。それでは、このような条件は、なぜ付されるのであろうか。George O. May は、残留有用原価について、「販売を目的とする財貨の原価は、販売においてすくなくとも

最小限の正常の利益をもたらすことが期待できるのでなければ、正常の有用性をもつものとは言われない。」<sup>5)</sup>と述べている。そうであるとすれば、棚卸資産の有用性は、本来、正味実現可能価額差引正常利益によって測定されるべきことになる。ただし、正味実現可能価額差引正常利益は、測定の客観性や確実性に若干の問題があるので、購入時価が、その代替として用いられることになる。ところが、こうして本来の有用性の測定値の代替である購入時価が、明らかに代替値として不適切な場合がありうる。それは、購入時価が正味実現可能価額より高い場合と、正味実現可能価額差引正常利益よりも低い場合である。購入時価が正味実現可能価額より高い場合、購入時価で評価すれば、当該資産の販売時には損失が生じることになる。購入時価が正味実現可能価額差引正常利益より低い場合、当該資産の販売時には過剰な利益が生じることになる。このような事態を避けるために、正味実現可能価額を上限とし、正味実現可能価額差引正常利益を下限とするのである。

以上の検討から、取得原価主義会計を残留有用原価による資産評価の体系と解釈する見解において、資産の有用性は、当該資産が正常利益をもたらす額と考えられていることが明らかになったであろう。このことは、減損会計の理論的位置づけとの関係できわめて重要であると思われる。このことについては、もう一つの取得原価主義会計の解釈について検討した後に述べることにする。

## 2. 投下資金説

低価法を取得原価主義会計の枠内のものとして位置づけるもう一つの見解として、取得原価主義会計を投下資金回収剰余計算の体系と理解する見解がある。この見解では、資金の投下形態にある資産は、その投下資金が回収されるまでは、投下資金額つまり取得原価によって評価される。したがって、投下形態にある資産は、未回収で次期以降に回収される見込みの投下資金額を示すことになる。しかし、未回収投下資金額が次期以降に回収される見込みがない場合どうなるであろうか。

この場合、未回収投下資金額は、次期以降に回収される見込みの投下資金額を示さない。この場合には、回収可能見込額が、未回収で次期以降に回収される見込みの投下資金額を示すことになる。かつてアメリカ会計学会の「会社財務諸表会計諸概念および諸基準—1948年版」は、「破損、品質低下、陳腐化、型の変更、供給過剰、価格水準の下落、その他の理由のいずれからにもせよ、ある棚卸資産項目の原価を回収しえないことが明白な場合には、……その棚卸資産項目は、販売による手取分の見込額からその完成および処理に必要な直接的な経費を差引いた額で表示されるべきである。」<sup>6)</sup>と述べた。こうして、低価法は、投下資金回収剰余計算の体系である取得原価主義会計において、投下形態の資産を、未回収投下資金のうちの回収可能見込額で評価するための方法と位置づけられた。注意すべきは、この見解では、取得原価と比較されるべき時価は、正味実現可能価額であり、正味実現可能価額差引正常利益でも、その代替である現在取替原価でもないということである。すなわち、この見解での資産の評価額は、その販売収入によって正常利益が獲得されるような金額ではなく、未回収投下資金のうちの回収可能見込額であるから、未回収投下資金額より回収可能見込額が低い場合には、回収可能見込額まで引き下げられた投下資金額に修正されるのである。したがって、もし回収可能見込額の測定が正確であったならば、当該棚卸資産の販売時には、販売損益はゼロになるはずである。残留有用性説においては、正味実現可能価額の測定が正確であるならば、当該棚卸資産の販売時には、販売損益は正常利益になることが予定されているのに対して、投下資金説では、販売損益がゼロになることが予定されていることに注意すべきである。なぜならば、残留有用性説で減損会計を取得原価主義会計の枠内のものとして位置づけるのと、投下資金説で減損会計を取得原価主義会計の枠内のものとして位置づけるのとでは、そこでの減損会計のあり方は異なることになり、その相違が、この点に深く関わっているからである。そこで次に、これら

両説に基づいて減損会計を展開するならば、減損会計がどのようになるかを検討してみよう。

#### IV 残留有用性説と投下資金説に基づく減損会計

残留有用性説を固定資産に適用したのものとして減損会計を展開した場合、減損会計はどのようになるであろうか。残留有用性説では、資産の有用性は、その資産によって正常利益をもたらすような金額で評価されることになる。棚卸資産の場合、通常の営業過程で販売されるから、棚卸資産についてのかかる正常利益をもたらすような金額は、正味実現可能価額差引正常利益であった。しかし、固定資産の場合、通常の営業過程で販売されるのではなく、使用されることを目的として所有されているから、正常利益をもたらすような金額は、正味実現可能価額差引正常利益ではない。固定資産の場合、その使用によって得られる将来キャッシュ・フローが、正常利益をもたらすような金額が、その有用性の測定値となるであろう。したがって、正常利益率を割引率とする将来キャッシュ・フローの割引現在価値（以下、単に、現在価値という。）が、固定資産の有用性の測定値となるであろう。しかし、このように現在価値が固定資産の有用性の測定値と考えられるのは、当該固定資産が使用され続けることを前提にしてのことである。もし、使用し続けるよりも、直ちに売却処分した方が有利であるならば、売却を前提とした有用性の評価額が用いられなければならない。棚卸資産については、それは正味実現可能価額差引正常利益であった。しかし、販売によって利益を得るために所有される棚卸資産については、販売によって正常利益をもたらす金額を有用性の評価額とすることに合理性が認められるけれども、使用によって利益を得るために所有される固定資産については、これを売却処分せざるをえない状況で、その売却処分から正常利益を期待することには、合理性を認めがたい。すなわち、固定資産を売却処分せざるをえないということは、その使用によって、正常利益を得ることが見込めなくなった

結果と考えられ、かかる売却処分は、正常な営業過程とは考えられないから、そうした正常な営業過程にない資産から正常利益を獲得することを期待することには合理性を認められないと考えられる。したがって、固定資産については、その売却処分を前提とした場合の有用性の評価額としては、正味売却価額（通常の営業過程での販売を前提とした正味実現可能価額と区別して、正味売却価額という）こそが妥当であると考えられる。それでは、どのような場合に、売却処分した方が有利となるであろうか。理論的には、正味売却価額が現在価値より高い場合に、使用し続けるよりも売却処分した方が有利だと考えられる。

以上の検討から、残留有用性説に基づくならば、減損会計において、取得原価を基礎とした帳簿価額と比較されるべき評価額としては、現在価値>正味売却価額であり使用し続けることを前提とする場合には現在価値を、正味売却価額>現在価値であり売却処分を前提とする場合には正味売却価額を用いるべきことになる。これを操作的に表現すれば、現在価値と正味売却価額のいずれか高い方ということになる。したがって、残留有用性説に基づくならば、取得原価を基礎とした帳簿価額を、現在価値と正味売却価額のいずれか高い方と比較し、後者が前者より低い場合、前者を後者に評価替えし、その差額を減損損失として計上することが減損会計となる。

それでは、投下資金説を固定資産に適用したものとして減損会計を展開した場合、減損会計はどのようなようになるであろうか。固定資産を使用し続けることを前提とする場合、固定資産の回収可能見込額は、当該固定資産の使用によって得られる将来キャッシュ・フローの総額と考えられる。ここで注意すべきは、ここでの将来キャッシュ・フローの総額とは、割引前の金額であるということである。投下資金説では、資産の評価額は、原則として、未回収投下資金額であり、ただ、この未回収投下資金額が回収不能と見込まれる場合、未回収投下資金額のうち回収可能と見込まれる額に限定するために減損処理をするのであるから、そ

こでの回収可能見込額は文字どおりの回収可能見込額であり、残留有用性説におけるように、将来、その使用から正常利益が得られると期待される金額ではない。それでは、売却処分を前提とした場合どうなるであろうか。この場合、未回収投下資金額である取得原価を基礎とした帳簿価額と比較すべき回収可能見込額は、正味売却価額である。ただし、注意すべきことは、いかなる場合に売却処分を前提とするかである。固定資産を使用し続けることと、それを売却処分することと、いずれが有利かを判断する規準は、残留有用性説に基づくか投下資金説に基づくかということとは無関係であるから、それは、現在価値と正味売却価額との比較によるべきことになる。すなわち、正味売却価額が現在価値より高いならば、売却処分した方が使用し続けるより有利であると判断される。それゆえ、割引前将来キャッシュ・フロー>正味売却価額>現在価値の場合、減損処理に当たって、取得原価を基礎とした帳簿価額と比較されるべきは、正味売却価額となる。かくして、投下資金説に基づくならば、現在価値>正味売却価額ならば、取得原価を基礎とした帳簿価額を割引前将来キャッシュ・フローと比較し、後者が前者より低い場合、後者まで評価替えし、正味売却価額>現在価値の場合、取得原価を基礎とした帳簿価額を正味売却価額と比較し、後者が前者より低い場合、後者まで評価替えし、その差額を減損損失として計上することが減損会計となる。

## V 「減損会計基準」と残留有用性説および投下資金説

以上で、棚卸資産における低価法を取得原価主義会計の枠内のものとして位置づける見解の検討から、取得原価主義会計の論理に残留有用性説と投下資金説があり、それぞれの取得原価主義の論理にしたがって固定資産の減損を考察するならば、基本的にどのような減損会計になるかを明らかにしてきた。そこで、「減損会計基準」における減損会計を概観し、それが上述の取得原価主義会計

の論理とどのように関係しているかを検討してみることとする。

「減損会計基準」では、減損の兆候がある固定資産について、減損会計を適用するか否かを、当該固定資産の帳簿価額をその割引前将来キャッシュ・フロー見込み総額と比較して、後者が前者より低い場合に、減損処理を行うこととしている。減損処理は、当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで引き下げ、差額を減損損失として計上するものである。ここに回収可能価額とは、使用価値(将来キャッシュ・フローの現在価値、したがって、議論を分かりやすくするために、以下、現在価値という。)と正味売却価額とを比較して、いずれか高い方である。固定資産については、その継続的使用を前提とした回収と、その売却処分を前提とした回収との二つがあり、企業は、現在価値>正味売却価額であれば継続的使用を、正味売却価額>現在価値であれば売却処分を選択すると考えられるので、現在価値と正味売却価額のうち高い方が、回収可能と見込まれる価値を示すと考えられるからである。したがって、回収可能価額といっても、継続的使用を前提とした場合、使用によって回収可能と見込まれる金額ではなく、その現在価値である、つまり割引前将来キャッシュ・フロー総額ではなく、将来キャッシュ・フローの割引現在価値であるということに注意しなければならない。また、減損テストにおいて、使用によって回収可能と見込まれる金額である割引前将来キャッシュ・フロー総額が用いられているけれども、これは減損の確実性を判断するための実務上の手法としてであって、減損の理論的な評価額の決定とは無関係である。

以上のことから、「減損会計基準」は、取得原価主義会計の論理を残留有用性説に求めていると解することができる。残留有用性説に基づいた場合の減損評価と同じ評価方法を採用しているからである。投下資金説に基づいているならば、割引前将来キャッシュ・フロー総額は、単なる減損テストの手段としてではなく、減損金額の評価に用いられることになり、現在価値が減損額の決定に

用いられることはないからである。

そこで問題は、残留有用性説が取得原価主義会計の論理として妥当か否かである。この点について、Sprouse and Moonitzは、「現在取替原価が、それが取得原価よりも低い場合に、客観的で確定的で検証可能でより有用であるならば、それは取得原価より高い場合にも同じ属性を有している。……われわれは、現在(取替)原価の使用を、それが取得原価を超える場合にまで拡張する。」<sup>7)</sup>と述べている。私見では、この見解は論理的であり、説得力があると思われる。そうであるとすれば、残留有用性説は、時価が取得原価より低い場合に、時価を用いることの正当化に成功したとしても、逆に、取得原価より時価が高い場合に、取得原価を用いることの正当化に失敗することになる。有用性概念の採用は、未実現利益の計上を排除する論理に欠陥を有している。測定客観性や確実性を未実現利益排除の根拠とすることは、時価が取得原価より低い場合には、同じく測定の客観性や確実性を認めて時価評価を許容することと矛盾すると言わなければならないであろう。こうして残留有用性説は、論理的には、時価主義会計の体系を帰結すると考えられる。かくして、残留有用性説は、時価主義会計の正当化には成功するかもしれないけれども、取得原価主義会計の正当化には失敗していると筆者は結論する。このような結論が妥当であるとすれば、残留有用性説に基づいていると推論できる「減損会計基準」を、取得原価主義会計の論理で正当化することはできなくなる。したがって、「減損会計基準」は取得原価主義会計の論理とは整合性がなく、それが減損だけを対象とし、増価を無視するのは、理論的帰結としてではなく、理論以外の諸種の事情によるものと言わざるをえない。その意味で、「減損会計基準」は、木に竹を接いだものと言わざるをえない。

## VI 結びに代えて

以上の検討の結果、筆者は、「減損会計基準」は、残留有用性説に基づいて、取得原価主義会計

の論理の枠内に位置づけられることを予定していると推論できるけれども、その残留有用性説そのものが取得原価主義会計の論理としては矛盾を孕んでおり、その結果、原則として取得原価を基礎とした評価を正当化できず、木に竹を接いだ基準だと言わざるをえないと考える。しかし、取得原価主義会計の論理として投下資金説を採用する場合はどうであろうか。単に、評価益は計上せず、評価損のみを計上することは論理矛盾であり、理論的には正当化しえないという論拠に基づくならば、残留有用性説はもちろん、投下資金説によっても、低価法や減損会計を正当化することはできないであろう。そのような論拠に基づけば、投下資金説の理論的帰結は、取得原価を基礎とした評価を常に行い、時価が取得原価を基礎とした帳簿価額より低い場合でも、取得原価を基礎とした評価を維持すべきことになろう。「合理的な期間損益を算定するためには、純粹の原価主義を貫くべきであり、低価主義はこの合理性を阻害する。」<sup>8)</sup>という見解は、そうした考え方に基づいていると言えよう。しかし、投下資金説において、「せいぜいいいいうることは、その評価は取得原価を超えてはならないということ、すなわち評価益を計上してはならないということだけであって、評価損の計上の是非は、そのこととは論理的な関係はない。」<sup>9)</sup>と考えられる。すなわち、投下資金説は、未実現利益排除つまり評価益計上禁止をその体系の内なる論理として有する一方、他方において、回収可能見込額を超える評価を回避する論理も有しており、しかも両論理は矛盾しないと考えられる。したがって、投下資金説は、低価法や減損会計をその枠内に位置づけうる取得原価主義会計の論理であると筆者は考える。すなわち、筆者は、投下資金説に基づけば、増価は無視し、減損だけを認識すること、取得原価を基礎とする評価を原

則としながら、回収可能見込額がそれを下回る場合だけ回収可能見込額によって評価することを、木に竹を接ぐ論理展開ではなく、整合的な論理展開で正当化できると考える。

以上に述べた私見が妥当であるとすれば、「減損会計基準」は、理論的には、現在価値および正味売却価額を評価基準とする体系へ展開してゆくか、投下資金説に基づく減損会計へ転換するか、そのいずれかの道を歩むべきだと言えよう。

- 1) American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure, "Accounting Research Bulletin No.29: Inventory Pricing" *Journal of Accountancy* (September 1947). これは1953年に、それまで公表された会計研究公報を見直し、改訂および再編集として公表された次のものに収録されており、本稿における引用はこれによっている。American Institute of Certified Public Accountants, Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No.43 Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins* (AICPA 1953). p16.
- 2) *Ibid.* p17.
- 3) *Ibid.* pp. 16-17.
- 4) *Ibid.* p. 17.
- 5) George O. May, *Financial Accounting* (Scholars Book Co. 1972 (reprinted)), pp. 183-4. 木村重義訳『G. O. メイ 財務会計—経験の蒸留—』同文館 181頁.
- 6) American Accounting Association, "Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements-1948 Revision" これは次のものに収録されており、本稿における引用はこれによっている。中島省吾訳編『増訂 A. A. A. 会計原則—原文・解説・訳文・および訳注—』中央経済社 1974年、原文16頁、訳文63頁.
- 7) Robert T. Sprouse and Maurice Moonitz, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises-Accounting Research Study No.3* (AICPA 1962), p. 31.
- 8) 番場嘉一郎『棚卸資産会計』国元書房 1963年、892頁.
- 9) 飯野利夫『資金的損益貸借対照表への軌跡』国元書房 1979年 299頁.

(清水啓介：四国大学 会計学研究室)